２　国税局長の指定する株式の廃止

国税局長の指定する株式の指定参考基準としていた「日本証券業協会における登録銘柄の登録基準」が廃止されたことから、国税局長の指定する株式についても廃止した。

（評基通 168－2 関係＝廃止）

１　従来の取扱い

いわゆる青空市場で取引が行われている株式で、日刊新聞等に定期的に取引価格が掲載されているもののうち、その株式の発行会社の状況が日本証券業協会における登録銘柄として取り扱われる基準のうち主要な基準に該当するものに準ずると認められるものについては、国税局長が「気配相場等のある株式」として指定することができることとしていた。

２　通達改正の概要

平成 16 年 12 月に、日本証券業協会における登録銘柄が「ジャスダック証券取引所」に上場されたことに伴い、同協会の登録銘柄として取り扱われる基準が廃止された。

「国税局長の指定する株式」は、この廃止された基準を指定参考基準としていたので、指定する場合のよりどころがなくなったことに伴い、「国税局長の指定する株式」についても廃止した。

（参考）

平成 18 年においては、「国税局長の指定する株式」として国税局長が指定した銘柄はない。